

難しい遺伝子組換え表示のお話

「遺伝子組換え」農産物や加工品には表示のルールがあります。平成13年4月に表示が義務化されたもので、「遺伝子組換え」表示の対象となるものは、大豆など8種類の農産物とその加工食品(33食品群)です。今回は8種類の農産物の一つ「大豆」を例に、誤解され易い表示ルールの一部をご紹介します。

●「遺伝子組換え」表示 生協の表示は？

流通している遺伝子組換え作物は食品安全委員会において科学的に安全性が確認されています。それでも気になる人が多いのも事実です。

「遺伝子組換え」より「遺伝子組換えでない」を選びたい方が選択できるように、紙面でも「遺伝子組換え」原料(GMO)不使用のご案内をしています。

●分かり難い「遺伝子組換え」表示

「遺伝子組換えでない」を選びたい…。表示で確認したいものですが、「遺伝子組換え」原料不使用の場合、表示は義務ではありません。「遺伝子組換えでない」と書かれていませんが、この場合も遺伝子組換え大豆は使用していません。

例1 豆腐の場合

原材料	大豆／凝固剤…
-----	---------

遺伝子組換え原料
GMO不使用

● 同じ大豆が原料の食品でも、醤油は原料の大豆に「遺伝子組換え」を使用しても表示義務がありません。原材料表示だけでは原料の大豆が「遺伝子組換え」かどうか分かりません。(理由は囲み枠内をご参照ください)

● 例2 醤油の場合

原材料	大豆、小麦、食塩…
-----	-----------

※遺伝子組み換え原料使用、不使用とも同じ表示

＜ポイント＞遺伝子組換えの表示対象である大豆を使った加工品なのになぜ？

● 醤油は製造工程で組み換えられた遺伝子が分解されることで、「遺伝子組換え」の検査による検証ができません。このような場合は表示義務の対象とはなっていません。

● 醤油以外にも、製造工程で精製され組換えられた遺伝子が残らない、という理由で大豆油・コーンフレーク・水飴・液糖・デキストリン・コーン油・菜種油・綿実油・砂糖(てん菜を主な原材料とするもの)は「遺伝子組換え」表示が不要となっています。

● 現在の表示のルールでは知りたい情報が得られるとは限らず、表示義務化から16年経った今見直しがすすめられています。食の安全と食糧問題を冷静に見極めつつ、まずは新しい表示のルールに関心を持ちましょう。

東海コープ
ホームページに
「おいしくって、
安全なおはなし」の
バックナンバーが
あります。



2018年
3月1週
(9号)

東海コープからの
おいしくって、
安全なおはなし

